

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十一年度に係る県立農産加工所の
定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第百八十五号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十一年度
に係る県立農産加工所の定期監査を執行したので、その
結果を次の通り公表する。

昭和三十二年五月四日

鳥取県監査委員	松本利治
同	荻原治郎
同	小谷善高
同	上根政幸

監査箇所 執行年月日

県立農産加工所 昭和三十三年三月六日

農産加工所 昭和三十三年三月六日監査

監査委員 松本利治

一 当所は所長(兼務)のほか主事一、農林技師三、臨時職員一をもつて澱粉、油脂、堰罐詰、漬物及び醬油醸造加工等の試験研究並びに技術指導に当たっているが、人員の不足と施設の不備更に予算措置が適切でない等
のことが隘路となつてゐる。

殊に生産収入への期待が多過ぎることについてはこれまで指摘して来たところであつて逐年減額の考慮が払はれているようであるが、なお試験研究課程を殊更に短縮して換金措置を講ぜざるを得ないような無理が見受けられ、また予算令達の遅延によつて事業実施が年度後半にシテ寄せられ時間的制約を受ける等は試験研究に尠からぬ支障となつてゐる。

県はこれらの実情をあくし当所の運営乃至在り方に

ついで再検討すべきである。

- 二 本年度試験研究結果による加工技術の普及指導状況は監査当日現在件数で五三件で内県外指導五件、所内指導一五件、県内指導三三件で別に特殊指導四件を実施しているがこれらは主として醸造関係であるが更に県内指導に重点を置き、地域的に偏向することなく、普遍的しかも計画的に実施することが肝要である。
- 三 経理出納その他事務処理で次の点特に留意されたい。
 - 1 生品引継時期を検討すること。
 - 2 原材料の出納を明確にすること。
 - 3 澱粉加工及び第二次加工等における記録を明確にすること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 発

鳥取県鳥取市東町
鳥取者鳥取市東町
鳥取者鳥取市東町
鳥取者鳥取市東町
鳥取者鳥取市東町

印

刷

所 県